

京都市告示第 3 7 2号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
花園停車場 広隆寺線	右京区太秦和泉式部町12番地の2地先から	旧	メートル 200.00	メートル 5.30 ~ 11.00
	同区太秦森ヶ西町14番地の5地先まで	新	200.00	8.00 ~ 12.00
	右京区太秦一ノ井町10番地地先から	旧	63.00	4.95 ~ 8.65
	同町2番地の5地先まで	新	63.00	8.65 ~ 8.80

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
太秦経69号 線	右京区太秦一ノ井町8番地の2地先から	旧	メートル 12.50	メートル 4.35 ~ 13.00
	同区太秦垣内町3番地の45地先まで	新	10.00	4.35 ~ 13.00

(建設局土木管理部道路明示課)